

第 38 回 金融庁契約監視委員会の概要

○開催日時：令和 7 年 6 月 3 日（火） 9 時 59～11 時 29 分

○開催場所：中央合同庁舎第 7 号館西館 9 階 905B 会議室

○出席者：石島委員長、長岡委員、真野委員

○議題：

（１）事務局説明

金融庁における令和 6 年度下半期の契約状況について

（２）契約担当者説明及び質疑応答

- ① 情報セキュリティ監査業務 一式
- ② 公認会計士試験インターネット受付システム運用支援業務 一式
- ③ 公認会計士試験インターネット受付システムの機能改修業務 一式
- ④ 金融機関による継続的顧客管理への理解・協力を求める広報の実施 一式
- ⑤ インパクトコンソーシアムの運営に係る包括的な業務委託 一式
- ⑥ 金融経済教育の普及・啓発を目的とした全国各地でのイベント実施及び企画業務 一式

○主な審議内容

質問・意見	説明
① 情報セキュリティ監査業務 一式 ・ 複数応札のために行っている取組みについて ・ 審査において評価した内容について ・ 業務実績結果に対する評価について	・ 事前に複数事業者から参考見積りを取得し、事前説明会を実施した。 ・ 今後、受託経験のない事業者からも参考見積りを取得するなどにより、入札への参加を慫慂していく。 ・ 評価基準として、受託者が最低限満たすべき資格要件などを必須項目とし、また加点項目として、「監査項目毎にどのように実施するか」、「コミュニケーション方法」、「ログの取得・活用状況の確認方法」、「クラウドサービス利用時におけるセキュリティ設定の確認方法」、「ソフトウェアに関する脆弱性対策の確認方法」などを設定、これらに係る提案内容の具体性や実現可能性の評価を行った。 ・ 契約期間中に複数システムを対象に監査を行うため、事前に各システムのスケジ

② 公認会計士試験インターネット受付システム運用支援業務 一式

- ・ 一者応札となった理由をどう分析しているか
- ・ 複数者応札のための取り組みを行っているのか

③ 公認会計士試験インターネット受付システムの機能改修業務 一式

- ・ 低落札となった要因分析及び契約金額の妥当性をどう分析しているか
- ・ 審査において評価された内容について

ユールの要望などを把握し、システムの状況に応じた監査技法を採用しているほか、各システムのセキュリティ対策を向上するための指摘事項を監査報告書において取りまとめるなど、限られた期間の中で、適切に業務を遂行している。

- ・ 参考見積りを3者に依頼し、うち2者から提出を受けていた。しかしながら実際の入札では、期中に始まる運用支援案件であり契約期間内での社内体制の構築が難しいといった理由により応札が限られ、結果として一者応札となったもの。
- ・ 調達仕様書の案を作成する段階で事業者意見を求め、複数の事業者へ声掛けを行った。
- ・ また、事業者がシステムの構成などを事前に把握することで入札に参加しやすくなるよう、事業者と秘密保持契約を締結しシステム設計書などを閲覧してもらうなどの取組を行っている。
- ・ 落札事業者は、本事業が、UI（ユーザーインターフェース）やUX（ユーザーエクスペリエンス）の改善等の点で当該事業者の注力分野・事業方針と一致し、今後の事業展開も見据えて、当該契約金額で応札したと説明しており、こうした説明や他の官公庁との契約実績、財務状況、実施体制等を踏まえ、同金額にて当該事業者と契約締結を行った。
- ・ 評価基準は、開発内容及びシステム特性に係る理解、スケジュールを踏まえた作業・テストの効率的な実施方法、プロジェクトを遂行するための要員の実績・能力など。5名の審査員が提案書の評価を実施した。
- ・ 過去に当該システムに関わった経験がないことから、システム特性の理解等には

・ 業務実施結果に対する評価について ・ 予定価格の算定方法について	課題が見られたが、総合的には妥当なものであったと考えている。 ・ 当初、開発スケジュールの遅延が見られたが、追加要員の配置等により特段の支障なく契約期間内に開発を完了させ、適切に業務を履行したものと考えている。なお、特にレスポンスデザイン化については、利用者からも操作しやすいといった評価があると理解している。 ・ 事業者からの見積書により市場価格を調査し、これを踏まえて予定価格を算定している。
④ 金融機関による継続的顧客管理への理解・協力を求める広報の実施 一式 ・ 特命随意契約の理由について ・ 業務実績結果に対する評価について	・ 令和6年秋頃より、全国銀行協会が主導して業務委託先である契約相手方に広報コンテンツの制作を委託し、当該コンテンツを用いて各種メディアで配信を行っていたところ、経済的かつ効果的な広報という観点から、同協会と同一のコンテンツを用いて、集中的に多様な広告媒体により広報活動を行うことが重要と判断した。当該コンテンツの著作権は契約相手方に帰属することから、競争の余地がないとして特命随意契約としたもの。 ・ 令和7年3月に新聞広告を実施した。新聞広告実施後のウェブ調査によれば、当該広告を「確かに見た」「見たような気がする」と好意的に回答した者は80%を占めた。また、広告に対する理解及び信頼についても80%を超えており、金融機関による情報確認に対する理解や信頼性の向上に一定の効果があったものと考えている。
⑤ インパクトコンソーシアムの運営に係る包括的な業務委託 一式 ・ 審査において評価された内容について	・ 「業務の理解」、「作業計画の妥当性」、「実施内容の妥当性・有効性」、「組織の経験・能力」、「業務従事者の経験・能力」などの項目を設定し、5名の審査員が提案書の

